

町長と固定資産評価審査委員会との地方自治法第180条の7の規定に基づく
協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、町長と
固定資産評価審査委員会との間の事務の補助執行に関して、次のとおり協議す
る。

(町長の補助機関である職員への補助執行)

第1条 固定資産評価審査委員会は、次に掲げる固定資産評価審査委員会の権
限に属する事務を町長の補助機関である職員に補助執行させることができる。

- (1) 井川町情報公開条例(平成10年井川町条例第8号。)に関する事務
 - (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。)に関する事務
- (協議)

第2条 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、町長及び
固定資産評価審査委員会が協議して定める。

附 則

この協議は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月25日

井川町長 齋 藤 多 聞



井川町固定資産評価審査委員会

